

アラン・シャンドの国立銀行批判

岡 田 俊 平

一 はしがき

片野教授が古稀を迎えられたことを記念して「成城大学経済研究」の特輯号が刊行されることになった。筆者もこの特輯号に寄稿することを許されたのであるが、本稿にこの課題を選ぶことにしたのは、教授の「日本・銀行簿記精説」にアラン・シャンドの銀行簿記精法についての研究がなされており、また、「日本財務諸表制度の展開」にはシャンドの「第一国立銀行検査報告書」が「わが国会計監査制度の先駆」として載せられていることに関連して、銀行業の機能についての論作「銀行大意」の著者アラン・シャンドの国立銀行制度に対する見解を検討してみようという点にあった。

「第一国立銀行検査報告書」は、小野組破産直後の第一国立銀行の財務内容を批判するものであるが、それとともに銀行のもつべき金融機能についてシャンドの抱く観念を暗示しているものであって、わが国の国立銀行がアメリカの国法銀行制度を模倣しながら、ピール条例にもとづくイングランド銀行の発券制度を取り入れるとい

アラン・シャンドの国立銀行批判

う、折衷的銀行制度であったことに対する批判を行なっているものといふことができる。本稿において第一にこの「第一国立銀行暹度氏報告」、第二に「上海交換所」設立計画に対する彼の批判、第三に明治八年十一月に銀行業について行なわれた「暹度氏会話」、第四に明治九年の国立銀行条例の改正に対する意見を追究しながら、シャンドがわが国の国立銀行制度をどのような方向に指導しようとしていたのかの点を確認してみようと思う。

明治十年五月大蔵省銀行学局によって翻訳刊行されたシャンド著の「銀行大意」、あるいは、明治十年十二月大蔵省銀行課によって創刊された「銀行雑誌」の第一、第二、第三、第四、第六、第八、第十号に載せられシャンド稿の「日本国立銀行事務取扱方」等に彼の銀行論が示されているが、本稿においては、それらの内容を参考しながらわが国の国立銀行が直面した具体的問題点に対する彼の批判の意義を追究することにした。

二 第一国立銀行暹度氏報告

明治五年十月一日の雇入条約書によって大蔵省紙幣頭の書記官に就任したアラン・シャンドは明治十年二月七日その職を去るまで、わが国の銀行事務取扱の整備について、また銀行簿記法の改良について重要な指導的役割を果し、「銀行簿記精法」「銀行大意」等の啓蒙的著作を発表して銀行経営の発展に大いに貢献した。シャンドの業績がわが国の銀行業創設の時期に当って如何に重要な意義をもつものであるかについては、土屋喬雄博士の「英人アレキサンダー・シャンドの業績」(「金融ジャーナル」第四卷、第一号―第十二号)あるいは西川孝治郎教授の「日本簿記史談、第五話、アラン・シャンドと銀行簿記」にきわめて綿密な研究がなされている。したがって、本稿においては、これらの論著にしたがいながら、シャンドの業績についての視点を、彼がわが国の銀行実務を

教導し、銀行會計を監査するに當つての論拠となつていた銀行機能観はどのようなものであつたかの究明においてみたいと思う。

明治七年十一月小野組の破産によつて、三井組小野組の共同経営の性格をもつていた第一国立銀行は重大な危機に陥つた。その際に、銀行経営上特に注意すべき問題点と見られたのは、小野組に対する放漫な貸付であつた。

国立銀行に対する政府の保護監督のことについては「明治財政史」に述べられているように、為替会社の失敗の原因を反省し、しかも国立銀行が発券業務を行なう持権銀行であることを考慮して、きわめて厳密な監督制を設けるべき必要性を認めていた。しかし、

「明治五年国立銀行条例制定ノ当時ニ在リテハ人民ハ銀行ノ智識ニ乏シカリシノミナラス、政府ニ於テモ之カ監督及ヒ処務ノ方法ニ付往々望洋ノ歎ヲ免レサルモノアリ」⁴⁾

という幼稚な状態にあつた。この問題を解決するために、シャンドが銀行業についての顧問として、紙幣寮に雇入れられたのであつたが、たまたま小野組の破産による第一国立銀行の危局に當つて、大蔵省は銀行業務の刷新のために、明治八年一月より各国立銀行の會計監査を開始することを決定したので、シャンドはその任務を担当することになつたのである。第一国立銀行に関する検査の結果は紙幣頭得能良介宛に報告され、それが「第一国立銀行遲延報告」および「第一国立銀行遲延氏報告追補」として「大隈文書」に保蔵されている。「報告」の提出日は明記されていないが、その「報告書」の前文に、

「右検査ノ儀ニ付テハ本月一日月曜日ヨリ同八日月曜日マデ担任罷在候」

フラン・シャンドの国立銀行批判

フラン・シャンドの国立銀行批判

とあり、また、「報告書」中の第一項に、

「別紙第二月二十八日ノ期日ヲ附載シ且ツ七百八十万一千二百六円二錢四厘ノ身代及ヒ負債ノ通計（身代ノ合計及負債ノ合計也）ヲ揭示セル差引残高勘定表ハ該銀行三月一日朝時ノ景況ヲ示セルモノナリ則僕検査ニ取り掛リタル日ナリ」⁽²⁾

とあることによつて、この第一国立銀行の会計に関する検査報告は明治八年三月八日以後になされたものであることが知られる。そして、それが五月七日以前であったことは、シャンドによつて一八七五年五月七日付で「第一国立銀行ニ就テノ補遺」が提出されているからである。

この報告書において第一国立銀行の経営内容をシャンドが批判している点を見ることによつて、彼が銀行の果すべき機能をどのように考えていたかを知ることができよう。報告の第四項に銀行券発行のことについての意見を述べているが、それによると、第一国立銀行の銀行券流通高一、三三一、一九五円とあるが、銀行券の多くは政府紙幣及び洋銀拝借金の抵当として政府に預託されているのである。すなわち「政府ニ附託セル紙幣九二三、〇〇〇円、大阪支店手許紙幣六一、五〇〇円」を差引くと實際流通高は三四六、六九五円である。

第一国立銀行の明治七下期の半季實際考課状も、

「当銀行発行紙幣ノ儀ハ最初発行ノ時ヨリ流通ノ景氣宜敷一時高百二十五万円ニ相登候所、五月以来金貨價格騰貴セシニヨリ中ニハ多分ノ打歩ヲ以テ銀行紙幣買集メ直ニ銀行へ持来リ金貨交換申込候様相成候ニ付、六月以後ハ収入紙幣再出不致、依テ現今ノ流通高ハ甚タ減少イタシ僅カニ四十七万円以下ノ小額ト相成申候」⁽³⁾

と、銀行券発行業務の拡大は期待できないことを説いている。銀行券発行による資金供給が不可能に近い状態に

なれば、国立銀行の金融機能は萎縮する外はなく、したがって、わが国の銀行制度の発展に努めている政府の金融政策の推進に対して大きな障碍となるはずである。この問題を解決するために考えられることは発券制度の改革をはかるか、国立銀行を発券銀行から普通銀行に転換せしめるかの方策であったであろう。

シヤンドの報告書は、第一国立銀行の銀行券流通高の急激な減少について、次のように述べている。

「昨年四月ニ於テ流通高ハ百三十一万九千五百四十六円ノ位ヲ保テリ、今年一月ニ於テハ四十二万四千零八十六円ニ下タレリ、然ルニ今マ三十四万六千六百九十五円ニ減シタリ、之ヲ以テ見ルトキハ日ヲ追テ収縮ノ勢ニ至ランコトヲ恐ルルナリ」⁽⁴⁾

第一国立銀行の銀行券発行限度は、小野組破産による清算処理を終り明治九年一月に一〇〇万円の減資を行なうまでは、一五〇万円であった。それに対比して、明治八年二月における三十四万円余の発券高は、きわめて僅少であつて、発券銀行としての金融的機能はきわめて軽微なものであつたといわねばならない。したがつて、発券業務の収縮について、シヤンドは次のように批判しているのである。すなわち、

「今日ノ景況ニテハ国立銀行ノ紙幣ヲ発行スルハ、今タ其時ヲ得ザルコトヲ徴スルカ如シ、サレハ先ツ其結構ノ方法ニ於テ一改革ヲ為シテ予メ之ヲ防クノ策ナカルベカラス、此事タル至要ノ一大事件ナレハ深探遠慮ノ上ナラデハ猥リニ新法ヲ試ムベカラス、又新タニ建ツル法ハ再ビ改革ヲ要セザル程正確ナルモノニ非ラザルヘカラス」⁽⁵⁾

と国立銀行制度を改革すべきことを主張しながら、その改革については非常に慎重な配慮が必要であることを強調しているのである。しかし、国立銀行制度改革についてシヤンドが抱いていた理念は、発券銀行としての国立

フラン・シャンドの国立銀行批判

銀行の資金供給機能を拡充することではなく、むしろ商業銀行としての金融機能を発展せしめる点を指向していたのではないかと思われる。というのは、第一国立銀行の差引残高表における定期預金あるいは当座預金の項目に関する検査報告に、次のようなシャンドの批評が見られるからである。すなわち、当座預金四五六、八〇二円余の口座数五九口の内「政府官員及び県ニ属スルモノ」三九口であるのに対し、商人との取引口座はわずかに九口にすぎない。この点について、第一国立銀行の総監役渋沢栄一は、

「当時商賈ノ小ナルモノ勘定ヲ開クコト願フモノアリ、然レトモ切手帳ヲ彼輩ニ托スルハ懸念ナキ能ハズ、何者彼等或ヒハ自己ノ貸方ニ於テ所持セル金高ヨリモ大ナル金高ヲ切手ニ記載シテ世間ニ通用スルコトアラシ、若シ銀行ニ於テ此切手ヲ仕払フコトヲ拒ムトキハ、人民切手ノ性質及ヒ振出人ト銀行トノ真ノ時情ヲ知ラズ、唯々銀行ヲ誹難シテ大ニ信用ヲ損スルモノアラン」⁽⁶⁾

と、官公預金に重点を置く経営方針を保持して、商人の信用度の尚低位であることを理由に、商業金融のための当座勘定取引の拡大に消極的な行動態度を示しているのである。これに対してシャンドは、国立銀行が商業金融の面においてきわめて未熟な状態にあることは「当座預金ノ規則未タ便利ヲ得ザルアルガ為ナリ」と指摘し、渋沢栄一の意見を批判しているのである。すなわち、国立銀行は本来商業銀行として発展すべきであり、そのためには商人を顧客とする当座勘定を拡張し、銀行の利潤と富商の便益を増すべき方策を進めるべきである。

「蓋シ銀行ハ商法ヲ暢通セシムルノ目途ヲ以テ建設セルモノナリ、抑モ此目途ヲ達スルニハ富且貴ムベキ商賈ト友情ヲ結ハザルベカラス、第一国立銀行ノ如キハ此事ニ於テハ大ニ微々タル所アリ、故ニ後チニ至リテ再ヒ陳述センコトヲ望ムト云フ」⁽⁶⁾

明治八年五月七日付の「第一国立銀行ニ就テノ補遺」において、シャンドは当座預金について、次のように追補している。

「余渋沢氏ニ語ルニ商人ト取引ヲ開クノ必要ナルコトヲ以テセリ」「渋沢氏ハ商人ト当座預カリ勘定ヲ開クヲ好マズ、切手帳ヲ以テ之ニ附与スルヲ危メリ、余ヲ以テ之ヲ見ルニ渋沢氏ハ余リ細心ナリト思ハルルナリ、商人ト当座預勘定ヲ開クハ毫モ懸念スベキコトナシ、而シテ漸次之ニ株券ヲ買ハセ取締役ト為スベシ」⁽⁹⁾

なお商人の銀行業に関する理解の深めることが当座勘定取引を増進せしめるための一方策であろうとして、次のような提案を行なっている。

「渋沢氏ハ時々銀行ニ於テ商人ノ集会ヲ催シ、之ヲシテ商法及銀行ノ事務ヲ討論セシムルノ策ニ於テ余ニ同意シタリ、余思フニ此策ハ正路ニ於テ一步ヲ進ムベシト信ズルナリ、然レトモ銀行ト毫モ金銀上ニ於テ関係ナキ人ハ著シキ幸福ヲ得ルナキハ勿論ノ事ナリ」⁽¹⁰⁾

この銀行業に関する知識の普及をはかる構想は大蔵省の銀行課に、複式簿記、銀行実務に関する教育を施し、銀行業発展のための指導的人材を育成することを目的とする、銀行学局が明治七年四月に設けられたのが、シャンドの勧奨によるものであるとされていることの延長線上にあるものであると思はれる。⁽¹¹⁾

さらにこの「報告書補遺」では、さきの「報告書」中の支払準備金の計算について訂正がなされているのである。これは国立銀行条例第十一条第六節に、銀行券の兌換準備金とは別に、預り金総高の内少くとも二五%を臨時返却の用意として積立てるべきこと、尤もその内一〇%は公債証書を当ててであることを認めるといふ規定にかかわる問題である。

「報告書」では現有通用金一、三三〇、七八八円余は御用準備預金、銀行券兌換準備金合計一、三四三、三五五円に対比してすら一二、五六七円の不足であるのに、さらに定期預金・当座預金等の負債額一、〇三一、九六八円の一五％に当る通用金による支払準備金として必要な一五四、九七四円を加えるときは、一六七、三六一円の不足となると述べているのである。しかし、「報告補遺」では、銀行保有の洋銀二七五、四八四円は御用準備預金に含まれているものであることが渋沢氏より説明されたとして、これを御用準備預金より差引き、それに兌換準備金の二三一、一四一円を加えることになった。その結果金銀手許有金は二六二、九一七円となり、支払準備金は一〇八、一二三円の過剰となると訂正しているのである。この点について、シャンドは

「余ハ必ス銀行ニ告ケテ其準備金ノ明白ニ解認易キ様ニ其勘定ヲ改メシメント欲ス」¹⁰

と銀行簿記の分野において、一層の指導の必要であることを述べている。またこの準備金の内容について、地金銀保有高が二七五、四八四円余であることは、多額に過ぎるとし、次のように批判している。

「若シ通用金ノ準備金ト云フトキハ貨幣及紙幣ヲ意味スルモノニシテ地金ハ意味セサルベシ、何者当座預ケ主及ビ定期預主ハ必ズ地金銀ノ仕払ヒヲ受ケザルベシ、然レトモ準備金ノ一部分ヲ地金銀ニ元入レスルヲ拒ムニ非ス、唯々余リ深入リセザルコトヲ欲スルナリ、何者地金銀程世ニ通用金ニ変リ易キモノナシ、何時ニ於テモ即チ交換スベキモノハ地金銀ナリ、」

「然レトモ地金銀ハ実ニ通用金ニ非ス、仮令ヒ銀行ノ簿冊ニ於テ之ヲ混同セルモ、地金銀ヲ以テ通用金ト為スコト能ハサルベシ」

「僕深く自ラ信ス、前ニ示セル如ク地金銀ト通用金ヲ混一スルニ於テハ恐ラクハ真ノ通用金ノ準備金ニ注意

セサルコトアラシヲ」⁽¹³⁾

支払準備金の中に地金銀の占める部分が多額に過ぎることは、真の準備金は通用金にあるという観念が稀薄になり、預金払戻に支障を来す場合も生ずべく、不適當であるという見解をシャンドが述べているのは、国立銀行券の兌換準備金も本位金貨に限定されており、わが国の貨幣制度が原則として金貨本位制であることが「新貨条例」に規定されていたことから導き出されたことであろう。イギリスにおいても本位制度は未だ金塊本位あるいは金核本位の形態には進展していない時期であったため、支払準備金の構成要素に地金銀が高率を占めることに違和感をもったものと思われる。

- (1) 「明治財政史」第十三巻、六二二頁。
- (2) 「大隈文書」A一一二六ノ一。なおこの文書は「日本金融史資料、明治大正編」第四巻の「大隈重信関係文書」の中に収録されている。
- (3) 「日本金融史資料、明治大正編」第三巻、附録、五九頁。
- (4) ⑧ 「大隈文書」A一一二六ノ一。
- (9)・⑩ 同右、A一一二六ノ二。
- (11) 西川孝治郎「日本簿記史談」一九四頁、「明治財政史」第十三巻、六四四―五二頁。
- (12) 「大隈文書」A一一二六ノ二。
- (13) 同右、A一一二六ノ一。

フラン・シャンドの国立銀行批判

三 上海交換所設立計画批判

明治七年八月十七日付で大蔵卿大隈重信から太政大臣三条美美宛に、上海へ新貨弁に円銀交換所を設立すべき案が上申された。そして、この交換所の事務取扱は第一国立銀行に委任されることになっていた。同行は大蔵省の令達にしたがって、上海香港等における洋銀・円銀の流通状況を調査した結果、翌八年三月三日に「上海交換所条例」および「上海交換所試験年限中損益按算書」の草案を得能紙幣頭に提出した。この草案についてシャンドの意見が諮詢されたのであるが、彼は六月二十七日付で次のような意見書を上呈した。

シャンドは上海交換所を第一国立銀行上海支店として理解しており、「上海交換所条例」は第一国立銀行が上海支店を設置する企画書であると考えて批判を加えている。彼の結論は大蔵省権大属本原静一の上達書（明治八年七月三十日付）に、

「該港当時之景況ニテハ交換所設置候とも強チ損耗ヲ招ク迄ニテ、決テ得策ニあらざる段縷々論議之次第別冊之通ニ有之」⁽⁴⁾

と述べられているように上海支店設置に反対するものである。上海交換所設立の目的は、

「第一、日本貨幣ヲシテ上海ニ流通セシムルコト

第二、日本支那両国間ノ商業ヲシテ便利ナラシムルコト」

の二点である。その第一点についてはシャンドは、

「何ノ故アリテ第一国立銀行ハ其本分ノ定規ニ全ク関係セサル事業ニ関スルカラ明言スヘシ、加之第一国立

銀行ノ支店ヲ設立セントスルニ付其目的ヲ達スルニハ如何ナル良法美略ヲ用ヒテ之ヲ助ルカノ緊要ナル一疑問ヲ發セサルヲ得ス」⁽²⁾

と強く反対している。しかし、円銀あるいは貿易銀を貿易通貨として東洋市場に洋銀と並行流通せしめることを希望したのは、第一国立銀行ではなく円備安定を希望した貨幣当局である。すなわち、洋銀相場を操作するものは外国資本系の銀行であり、その貿易金融上の支配力を排除しなければならぬと考えた明治政府の通貨政策によるものであって、第一国立銀行はその事務取扱を命ぜられたにすぎなかつたのである。したがって、「上海交換所条例」の草案にも、交換所は大蔵省紙幣寮の命を奉じて第一国立銀行がその事務を担当することが第一条第一節に明記されており、また第三条第一節にその資本金二十万円は政府出資と定められているのである。⁽³⁾

上海交換所設立の第二の目的である「日本支那ノ商業ヲ便利ニスベキコト」に関するシャンドの批判が、実質的に第一国立銀行の支店としての経営効果を追究している点を注目すべきであろう。「上海交換所条例」に、上海において為替業務を行なうこと、政府出資の円銀を洋銀あるいはテール銀と交換して貸付資金とすること、洋銀あるいはテール銀を準備金として銀行券を発行すること、さらに内外人と預金業務を行なうこと等の銀行業に関する規定が見られる。したがって、この企画は上海に「地方銀行」を設立しようとするものであると解釈してシャンドは、

「目今地方銀行ノ事務ヲ取扱ハン為メ外国何レノ地ニ於テモ国立銀行ノ設立ヲ許可スルハ日本政府ノ為メニ深ク取ラサル所ニシテ、決シテ之ヲ良策ト云フ可カラス」⁽⁴⁾

と述べ、さらに「上海交換所条例」に五ヶ年を營業の試験年限とし、その期間中は銀行券発行高を十五万円に限

フラン・シャンドの国立銀行批判

定すること、および預り金は資本金額を限度とするものの規定がある点に対して、

「夫レ成可丈夥多ノ貨幣ヲ運用スルハ銀行大目的ノ一ニシテ世界万国皆然ラサルハナシ、然ルニ渋沢氏独世間ニ対シ其義務ヲ制限セントスルハ則同子自ラ其危難ナキヲ保スル能ハスシテ、諺ニ所謂寸前ハ即暗ナルモノ彼レノ胸中ニ存在スルヤ明了タリ」⁽⁵⁾

と、上海支店を開設することは第一国立銀行の発展に何ら寄与するところのないものであると論じている。また「上海交換所」設立の目的として掲げられている日本中国間の商業を便利ならしむることについても、上海においてはずでに多数の銀行が存在し、それらの競争は激しく、したがって通商額も急増する見込が少ないため、新たに支店を開設することによって商人に通商上の便利をより多く付与する余地はほとんどなく、銀行の収益を多くする期待も薄弱であるという意見を述べている。すなわち、

「抑目今両国ニ行ハルル所ノ便利ハ豈十分ナラサランヤ、実ニ其多キニ苦ムナリ、故ニ上海トノ銀行營業上ニ於テハ殆ント其利潤ヲ見サル程ノ競争ヲ各銀行ノ間ニ現出シ『ドユイツウエ』銀行ノ如キモ二三年ノ実験ヲ經テ目下既ニ横浜上海共其營業ヲ廃止スルモノハ其損失アルノミニアラサルナク、往々其平均ノ利潤ヲ得サルヲ以テナリ、斯ク許多ノ銀行アリテ而シテ其營業ニ使用スル所ノ資本モ亦多キニ過キタリ、故ニ其結果ハ則營業ノ利潤ヲシテ殆ント烏有ニ帰セシムル程ノ低度ニ減少セリ」⁽⁶⁾

したがって、上海に支店を新設して両国間の貿易に関して為替業務を営むという企画は誤計も甚しいものといふべきであると反対している。この為替業務に関するシャンドの意見は注目すべきものである。すなわち、普通銀行業務と外国為替業務とを併合して取扱うべきでないとして、

「他国ニテハ通常銀行ト外国為替銀行トハ全ク分別セリ、而シテ至強ノ理有ルニ非スンハ其分別ノ法ヲ破ル可ラス」⁽¹⁾

と、国立銀行の本質はイギリス流の商業銀行主義にもとづいて確定されるべきであるということを強調しているのである。兼営銀行主義に反対して、外国為替業務を国立銀行が兼営すべきではないというシャンドの意見は、明治十三年二月に、横浜正金銀行が国立銀行条例に準拠しながら、銀行券発行の特権をもたない外国為替専門銀行として設立されるに至ったことに何らかの関連をもつものではなからうか。

上海交換所あるいは第一国立銀行上海支店の設立は実現するに至らなかったが、そのことに関してシャンドの意見がある程度影響をもっていたと考えることができる。

- (1)・(2) 「大隈文書」A三四〇九、「上海へ日本通貨交換所設置ニ関スル上申案、附第一国立銀行上海支店設置ニ関スルシャンド氏意見書及見積書」。なお上海交換所設立計画に関する資料は、「大隈文書」A三三九七の「上海交換所一件」、A一一三六およびA一一四五の「上海交換所条例、試験年限中損益計算書に関する書類」として残されている。これらの資料はいずれも「日本金融史資料、明治大正編」第四巻、「大隈重信関係文書」に収録されている。上海交換所設立計画に関しては、昭和三十三年拙著「明治前期の正貨政策」において論究したので、ここでは詳しく述べることを避けた。

(3) 同右、A一一四五、A三四二一。

(4)・(7) 同右、A三四〇九。

四 銀行業に関する暹度氏会話

明治八年十一月、「大阪ニテ西村氏（三井ノ）並ニ第一国立銀行支配人井ノ口氏ト会話」の記録が「暹度氏会話」として「大隈文書」の中に残されている。この会話においてシャンドは三井組の西村（邑）（虎四郎）第一国立銀行の井口（新三郎）に対して、大阪における第一国立銀行および為換バンク三井組が金融機関として営む預金業務・貸付業務についての質疑応答を行なっているが、国立銀行の発券業務についての会話は付随的になされているにすぎない。これによっても、シャンドは国立銀行は商業銀行として発展すべきものと考え、その点についての実態を調査していたことが察知できる。

第一国立銀行大阪支店の定期預金がきわめて小額であることについてのシャンドの質問に対して井口新三郎は、

「第一、当所ニハ士族甚タ少キヲ以テ士族ノ預金随ツテ少シ。

第二、商人ハ金銀ヲ営業ニ用ユレバ利益多キヲ以テ預金トナサズ。

第三、大阪ニテハ多クノ商人ハ貯蓄金ヲ自身ノ庫中ニ蓄ヘ置ケリ、此等ノ貯蓄ハ金貨ニシテ此貯蓄金ヨリハ利子ヲ得ルヲ望マズ、且ツ自身ノ庫ハ銀行ノ庫ヨリ強堅ナリト思フユヘ之ヲ銀行ニ預ケズ。」⁽¹⁾

と答えている。第一に士族の少数であることを定期預金不振の原因としてあげているが、さきに紹介した「シャンド氏第一国立銀行報告書」においても、明治八年二月の第一国立銀行計算書にある三三七、〇九一円余の定期預金について、

「此預金ノ多分ハ兼テ推算セシ如ク華族及ヒ士族ヨリ来レリ、多クハ一ヶ年有余ノ定期ナリ、或ハ三年或ヒハ六年ニ至ルモアリ」⁽²⁾

と説明されており、定期預金の顧客は主として華士族であったことを明らかにしている。また井口新三郎の回答にあるように、商人の貯蓄が銀行に預け入れられずに金貨保蔵の形で行なわれていることは、金貨と政府紙幣の間の差額が預金に及ぼす影響を説明するものである。金貨について紙幣相場が成立する状態になったために、銀行券発行も不可能になり、第一国立銀行他三行が連名して兌換券発行制度の改革を申請したのは、この会話の行なわれた時より八ヶ月も以前の明治八年三月八日のことであった。発券業務が逼塞状態に陥った国立銀行は発券銀行としてではなく商業銀行としての機能の展開に注目しなければならなかったはずである。シャンドはこの会話の第四問において、当座預金は増加し得ると思考するか、また第十三問において預金を多く吸収し得た場合どのように運用するかの点を採り上げているが、それに対する回答で当座預金は増加可能であり、その理由は、

「東京大阪間ノ為換追々繁昌シ、且ツ余ハ年三朱以下ノ利ヲ当座預金ニ付スルヲ以テナリ」⁽³⁾

としている。また当座預金は専ら公債証券担保の貸付に運用し、稀に地金銀・金貨を担保とする場合もあり得るが、商品担保の貸付は行なわないことを通常とすることを説べている。この公債担保を主体とする貸付業務についてシャンドは質問を続けているが、それに関する会話は注目すべきものである。すなわち、

「近年マテ地所並ニ家作ハ最好ノ抵当物ト考ヘ貸付金ヲ為シ、猶又綿銅米等ニテ貸付ケタリ、尤モ綿銅米等ニテ貸付ルハ多分商人ナリ、

三井ハ商人ニシテ且ツ銀行扱人ヲ兼ヌル故ヘ生糸綿等ヲ以テ金ヲ貸付ケタレトモ、当時ハ之ヲ為スコト稀ナ

アラン・シャンドの国立銀行批判

リ、是レ貨幣ノ稀少ナルト銀行事務ノ手広ニナルニ依ル⁽⁴⁾

このような貸付業務の状態についてシャンド会話は次のように展開する。

「第二十四問、子が談話ヨリシテ近年ハ抵当ノ取り方一層狭クナリ、貸付ノ事業大ヒニ変化セシコトヲ余ハ承領ス、

答、然リ其変化アリタリ、余カ考ヘニテハ之レハ貨幣ノ少キニ依ルナリ○然レトモ商人中ニハ人ノ保証又ハ品物ヲ当テニ金ヲ貸付ルコトハ未タ全ク廃絶セズ、

第二十五問、現時ニ於テハ公債証書地金銀又ハ地所ヲ得スンバ商人ハ銀行ヨリ金ヲ借ルヲ得ザルカ、

答、銀行ヨリ借ル能ハザレトモ他ノ商人ヨリ借ルコトヲ得、

第二十六問、然ル時ハ現時ノ情勢ハ、商人ハ銀行ニ預ケズ又タ銀行ヨリ借ラズ、少シモ銀行ノ助ケヲ待タズシテ自カラ營業スルナリ、

答、然リ⁽⁵⁾

国立銀行は商業銀行であるべきであるとするシャンドの信念にもとづく質問の結果、国立銀行の商業金融の面における信用媒介の活動はきわめて貧弱であり、まして信用創造機能に至っては殆んど認めべきもののないことが明らかにされたのである。しかし、この時期における国立銀行はすでに銀行券発行制度の变革によって発券銀行としての通貨造出機能を拡大することを企図しており、政府もまた紙幣頭得能良介の提議にもとづき、国立銀行救済のために銀行券を担保とする政府紙幣貸付を行なう方法を審議していた。そして明治八年十二月十七日には各国立銀行に対して、合計七十一万円の政府紙幣を銀行券担保で融資することを指示するに至ったのである。

(1) 「大隈文書」A一一四二。この資料も「日本金融史資料、明治大正編」第四卷の「大隈重信関係文書」に収録されている。

(2) 同右、A一一二六ノ一。

(3) (5) 同右、A一一四二。

五 改正国立銀行条例批判

明治九年八月一日布告の改正国立銀行条例に対するシヤンドの意見書は、彼自ら、

「此書ハ余カ久シキ穿鑿思考ノ余、此邦ニ於テ銀行ヲ設置スルニ最好ナルヘント定メタル意見書ヲ開陳セルモノナリ」⁽⁶⁾

と述べているように、わが国の銀行制度改革について貴重な意味をもつものである。この意見書は「明治財政史」第十三巻に収録されている。

シヤンドは国立銀行条例の改正によって、銀行券の発行制度を正貨兌換から通貨兌換に変更した点は改悪であるときびしく非難している。すなわち、

「此改正銀行条例ニ基キテ発行スル通貨ハ一種格段ノ通貨ニシテ甚タ眩惑シ易キモノナリ、衆人皆ナ正金ノ通貨ハ斯ノ如ク、交換紙幣ハ斯ノ如ク、不換紙幣ハ斯ノ如シト知ルヘシ、然ルニ今茲ニ交換紙幣ト称ヘ不換紙幣ヲ以テ払フ機巧靄昧ノ通貨アリ、是ヨリシテ人心ヲ惑乱セシムル恰モ戯術人ノ所業ニ同シキ欺騙ヲ生セシムヘシ、如何トナレハ若シモ我輩カ交換紙幣ヲ銀行主ヘ持参シ交換ヲ求ムルトキハ不換紙幣ヲ得

アラン・シヤンドの国立銀行批判

アラン・シャンドの国立銀行批判

レハナリ、右ノ事件ハ甚タ悪シキ所置ナリト余ハ愚考セリ」⁽²⁾

本来国立銀行は商業銀行であるべきであると考えるシャンドは、国立銀行が発券業務を重視することに対しては否定的である。政府紙幣に代わる通貨供給を目的として、明治五年に国立銀行制度を制定した際の基本的観念について、次のように述べている。

「紙幣ノ発行並ニ其條款ハ銀行事務ノ重モナルモノナリト、而シテ金銀貸借ノ如キ本旨ノ銀行事務ハ全ク附属ノ事務ト見做セリ」

「然リト雖モ之ハ全ク謬見ナリ、紙幣発行ハ銀行事務ニ緊要ノ関係アラス、仮令某ノ国ニ於テハ二者常に混同セリト雖モ紙幣発行ト銀行事務トハ全然区別アツテ相関涉セス」⁽³⁾

国立銀行が銀行券発行を行なっていることは、彼の銀行論によれば真正の事務ではないのである。しかも、その銀行券を兌換銀行券ではなく通貨交換の紙幣に変革することは、不換紙幣の膨張・物価騰貴をもたらし日本経済を悲惨な状態に陥れる原因となるものであると強調している。

シャンドはイングランド銀行、フランス銀行、ドイツ帝国銀行等の発券制度の実例を説明し、またJ・S・ミル、ジェボンズ、マクレオド、プライス、サムナー等の銀行券に関する学説を参考にあげて、不換紙幣の弊害を説き、発券制度のあるべき姿を提示している。それは、

「第一、地方ノ発行ヲ廃止スルコト、

第二、政府ノ管轄ヲ受クル一ノ銀行ヘ紙幣発行ノ権ヲ聚ムルコト、

第三、政府ハ如此銀行ヨリ発行スル銀行紙幣ノ利潤ヲ得ヘキコト」⁽⁴⁾

という意見であつて、銀行券の分散発行制度に反対し、集中発行制度へ移るべきことを勧告しているのである。中央銀行を設立すべきことの必要性がすでにこの時点において教示されていたことを認めねばならない。

イギリス、フランス、ドイツ等においては銀行券発行の権利を単一の銀行に集中する傾向を示しているのに対し、日本においては発行権を多数の銀行に分散せしめる方針をとつている。しかも、旧国立銀行条例は政府紙幣を兌換銀行券に代えることを目的としていたのに対し、改正国立銀行条例はこの目的を抛棄し、不換紙幣を発行する制度としている。したがつて、政府紙幣は減少せず。しかもその上に不換銀行紙幣が追加されるのである。シャンドはこの改正条例は次のような弊害をもたらすであろうと説いている。

「一ノ弊害ノ代リニ二ツノ弊アリ、即チ一ハ政府ヨリ過度ニ発行スルコト、一ハ銀行ヨリ過度ニ発行スルコト是ナリ」⁽⁵⁾

「目下日本ノ通用紙幣ハ其数多キニ過キ其価随テ下落シタルハ政府カ明知スル所ナリ、而シテ今又ターノ処置ノ其結果ハ必ス通貨ヲ過分ニシ、其下落ヲ増スヘキモノヲ施行スルハ豈驚愕スヘキナラスヤ、顧フニ紙幣ヲ増加スルハ工業ヲ勧誘シ物産ヲ増殖スヘント考定シタルナルヘシ……、此ノ如キ処置ヲ為ストキハ一時外観ノ隆盛ヲ興起スルハ疑ヲ容ル可キニアラス」⁽⁶⁾

不換紙幣によつて通貨供給を行なうことは、名目的産業発展を現出するであらうが、それは単なる偽装発展にすぎない。結局は一般物価の騰貴を招き、射利的需要を誘発し、経済混乱を招来するものであると教えている。シャンドは、

「抑々貨幣ナルモノハ其高ヲ増加スレハ其価格即チ下落スト云フコトハ、吾人カ記銘シテ須臾モ忘ルヘカラ

アラン・シャンドの国立銀行批判

サルモノナリ」

というように貨幣数量説に立つて右の意見を述べているのである。この貴重な意見も得能紙幣頭からは、

「専ラ条例ノ表面ニノミ着目シテ而シテ其由来ヲ了解セサル者ニ似タリ」⁽⁸⁾

という弁駁を受けるのである。国立銀行条例の改正は、家禄処分を施行される華士族の救済のため、また金融の梗塞状態を打開して物産の繁殖をはかるために止むを得ない処置であると彼はシャンドに答えている。すなわち、通貨安定よりも金融の円滑化、投資活動の促進を優先せしめることを主張しているのである。しかし、国立銀行券を通貨兌換制に変更することに對して、大藏省内にも反対意見があり、

「各国立銀行申請ノ旨趣方法ニテハ到底銀行前途ノ成立、発行紙幣ノ信用無覺束ニ付一層各銀行ノ紙幣ヲ廃停シ其ノ発行ヲ禁止シ、更ニ之ヲシテ通常銀行ニ交換シ専ラ銀行一般ノ事業ヲ営ナマシテ可然」⁽⁹⁾

という、シャンドと同趣旨の国立銀行論を説く意見が、明治八年四月五日付で大藏省六等出仕土山盛有によって建議されていることに注目しなければならない。

明治十一年以後わが国の経済は、シャンドがその意見書において予想したように、不換紙幣の過剰発行による物価騰貴の混乱状態に陥った。そして、明治十三年頃から漸く銀行券発行制度の改革、中央銀行設立の構想が積極的に検討されることになったのである。

(1) 「明治財政史」第十三卷、一一四頁。

(2) 同右、一二六―七頁。

(3) 同右、一一六頁、一一七頁。

- (4) 同右、一二三頁。
- (5) 同右、一二六頁。
- (6) 同右、一二九頁。
- (7) 同右、一三一頁。
- (8) 同右、一四二頁。

(9) 「大隈文書」A一―三七、土山盛有の国立銀行を通常銀行へ転身せしめることに関する建議については拙著「日本資本主義創成期における金融政策」、第二章に記述したので、ここでは詳説しないことにした。